

観音寺市電子地域通貨事業（銭形Kコイン）加盟店募集要項

観音寺市（以下「市」という。）では、市内におけるキャッシュレス決済の普及促進、持続可能な域内経済循環の実現及び市民生活の向上を図るため、市独自のキャッシュレス決済アプリ「銭形Kコインアプリ」を活用し、市内の店舗等で使用できる電子地域通貨等を発行する「観音寺市電子地域通貨事業」を実施します。事業の実施に当たり、電子地域通貨等が使用できる店舗等（以下「加盟店」という。）を募集します。

1 マネー（電子地域通貨）の概要について

- (1) 名 称 銭形Kマネー
- (2) 使用単位 1マネー当たり1円の価値とし、1円（マネー）から使用可能
- (3) 使用方法 アプリ内でマネーをチャージし、加盟店で使用
- (4) チャージ開始日 令和5年7月3日(月)
- (5) チャージ単位 1,000円単位（現金のみ）
- (6) チャージ上限 1回当たりのチャージ限度額は40,000円
- (7) 残高上限 1人当たりの保有限度額は100,000円
- (8) 使用開始日 令和5年7月3日(月)

※マネーの機能を用い、「観音寺市乳児紙おむつ等支給事業実施要綱」に規定する「子育て家族応援電子チケット」の交付も開始します。

2 ポイント（電子ポイント）の概要について

- (1) 名 称 銭形Kポイント
- (2) 交換単位 1ポイント当たり1マネーの価値とし、1ポイントから交換可能
- (3) 使用方法 アプリ内でポイントをマネーに交換し、加盟店で使用
- (4) 付与内容 銭形Kマネー決済日の2営業日（※）後に、100円毎に2ポイント付与
※営業日とは、土日祝日及び12月29日から翌年1月3日までを除く平日とします。
- (5) 付与対象期間 令和5年7月3日(月)から令和6年2月29日(木)又は予算到達まで
- (6) 有効期限 令和6年3月31日(日)
※有効期限までにポイントをマネーに交換することで、期限はなくなります。
- (7) 付与上限 付与ポイントの上限は、1人当たり5,000ポイント

※その他のポイント（行政ポイント）付与の実施については、今後検討していきます。

※「子育て家族応援電子チケット」の決済において、ポイントの付与はありません。

3 マネー等の使用に関する注意事項について

- (1) マネー等は、加盟店における物品の販売又はサービスの提供等の取引においてのみ使用することができます。
- (2) 使用対象とならないものは、次のとおりです。
 - ・現金への換金
 - ・金融機関への預け入れ
 - ・公序良俗に反するもの
 - ・各加盟店が指定するもの（使用者に明示するものに限る。）
 - ・その他市長が適当でないと認めたもの

※「子育て家族応援電子チケット」については、「観音寺市乳児紙おむつ等支給事業実施要綱」に規定する対象商品以外に使用できません。

4 決済について

使用者のスマートフォンにインストールされたアプリを用いて、使用者と現金等のやり取りをすることなく決済ができるものです。

本事業における令和5年度の決済手数料は無料としますが、次年度以降については、付与ポイントの原資や銭形Kコインアプリの運営費等に充てることを目的に、決済手数料を徴収する場合があります。

【決済イメージ】

- ① 使用者が加盟店に設置してあるQRコードをアプリで読取
- ② 使用者がアプリ内で購入金額を入力し、加盟店が入力金額を確認
- ③ 金額が正しければ、使用者が「支払う」を押す
- ④ 加盟店が支払いの完了画面を確認し、決済完了

※QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

5 換金について

マネー等の換金について、1日から15日までの売上は当月末、16日から月末までの売上は翌月15日に加盟店登録時の指定預貯金口座へ振り込みます。なお、精算日が土日祝日の場合は、翌営業日の振込みとなります。

また、加盟店による換金手続きは不要であり、本事業における令和5年度の振込手数料は無料としますが、次年度以降については、振込手数料を徴収する場合があります。

6 加盟店の登録要件について

加盟店の登録要件は、市内に店舗又は事業所を有し、次に掲げる要件のいずれにも該当しない事業者とします。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員
- (2) 業務の内容が公序良俗に反する営業を行う者
- (3) その他市長が不相当と認める者

※加盟店のうち、「子育て家族応援電子チケット」が使用できる指定店については、「観音寺市乳児紙おむつ等支給事業取扱店募集要領」に基づき、別途指定します。

7 加盟店の遵守事項について

加盟店は、次に掲げる事項を遵守してください。

- (1) 加盟店であることが明確に分かるよう、加盟店登録完了後に発送する販促物（ポスター及びステッカー等）を店頭等の目立つ場所に表示をすること
- (2) 取引において、マネー等の決済を拒まないこと

8 加盟店の取消等について

この募集要項等に違反する行為が認められた場合、加盟店の登録を取り消す場合があります。この場合において、市は、登録の取り消しによって生じた損害について、賠償の責めを負わないものとします。また、違反行為により損害が発生した場合は、請求する場合があります。

なお、遵守事項における違反行為の有無について、聞き取り調査又はマネー等の売上に係る資料の提出等を求める場合があります。

9 加盟店の登録等について

加盟店として新規に登録しようとする事業者は、募集期限までに次の公式ホームページの「加盟店申込みフォーム」から必要事項を入力し登録してください。

【加盟店申込みフォーム】https://www.zenigatakcoin.jp/mailform/kameiten_form.html

- (1) 募集期間 随時 ※登録完了まで数日かかることがあります。
- (2) 登録方法 原則、加盟店申込みフォームから登録申請

- (3) 登録料 無料
- (4) 配布物
 - ・「加盟店用店舗マニュアル」
 - ・決済時に必要となる「加盟店用QRコード（設置スタンド含む。）」
 - ・販促物として「加盟店用ポスター、ステッカー、のぼり」※ただし、加盟店用のぼりは希望者のみとします。
- (5) その他 登録内容については、本事業の委託先（観音寺市デジタル地域通貨プロジェクト）と情報共有しますのでご了承ください。

※QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

10 チャージ店について

マネーをチャージできる店舗等（以下「チャージ店」という。）は、加盟店のうち、次に掲げる要件のいずれにも該当する者として、銭形Kコイン事務局が市と協議のうえ選定します。

- (1) マネー等の使用者に対し、アプリのインストールや操作支援等を行うことができる者
- (2) チャージ金を適切に管理し、指定の方法により、期日までに振込みを行うことができる者
- (3) 無償貸与するチャージ用端末を適切に管理し、事業終了後、速やかに返却することができる者

11 問い合わせ先について

銭形Kコイン事務局 問い合わせセンター

【ナビダイヤル】 0570-002999

【受付時間】 9:00～17:00（土日祝日及び12月29日から翌年1月3日までを除く。）

令和4年9月1日制定

令和5年6月1日改定

令和5年6月29日改定

観音寺市